

季節労働者を雇用する事業主の方へ



通年雇用助成金 のご案内

助成金を積極的に活用し、季節労働者の通年雇用を促進しましょう。

北海道、東北地方など気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節的業務に従事する労働者を、さまざまな就業形態により冬期間も離職させず、継続して雇用した指定業種の事業主の方に助成金を支給します。

※本助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています。

**賃金助成 一人当たり
最高 71 万円**

指定地域（13道県）

全市町村指定 二 北海道、青森、岩手、秋田

一部の市町村指定 二 宮城、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜

指定業種

①建設業 ②林業 ③採石業および砂・砂利または玉石の採取業 ④水産食料品製造業 ⑤野菜缶詰・果実缶詰または農産保存食料品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業 ⑧特定貨物自動車運送業 ⑨建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く）の製造業 ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業（建具を除く）」「建具製造業」「鉄骨製造業」「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」「金属製サッシ・ドア製造業」「鉄骨系プレハブ住宅製造業」「建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」「畳製造業」 ⑪農業（畜産農業および畜産サービス業を除く）